

旭川市こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業 事業概要

1 事業の目的・内容

国が令和 8 年度より，全てのこどもの育ちを応援し，良質な成育環境を整備するとともに全ての子育て家庭に対する支援を強化するため，現行の幼児教育・保育給付に加え，月一定時間までの利用可能枠の中で，就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度を創設をすることに伴い，試行的事業を実施する。

2 実施主体

旭川市が実施主体となり，委託により実施。（公募を実施し，受託者を決定する。）

3 運営体制

令和 6 年度は，1 施設当たり定員 6 名，2 施設の開設を予定。

4 対象事業所

認可保育所，認定こども園，幼稚園，小規模保育事業所及び地域子育て支援センターを運営する法人

5 事業の実施方法

(1) 対象児童

市内に居住する認可保育所，認定こども園，小規模保育事業所，事業所内保育所及び企業主導型保育事業所に通っていない 0 歳 6 か月から 3 歳未満の児童

(2) 実施場所

認可保育所，認定こども園及び小規模保育事業所については通常の保育を実施している保育室，地域子育て支援センター及び幼稚園については本事業専用室とする。

(3) 職員配置

ア 認可保育所，認定こども園及び小規模保育事業所

「旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」（平成 24 年条例第 57 号。以下「設備運営条例」という。）第 36 条第 2 項の規定に準じて配置する。

イ 地域子育て支援センター及び幼稚園

設備運営条例第 36 条第 2 項の規定に準じて配置するとともに，事業実施時間中の保育従事者の人数は最低 2 人以上であることとし，そのうち保育士を 2 分の 1 以上とする。

(4) 実施時間等

原則，利用時間は 1 日 4 時間以内（月 10 時間以内）で，午前中又は午後からの利用とし，食事については提供しない。

(5) その他

今年度の実施では、配慮が必要と考えられる多胎児の定期利用を優先とする。

受託事業者は、事業実施の他、利用者の市による認定申請の取り次ぎや、今後の本格実施を見据えた効果検証について市に協力を行うこととする。

6 事業に要する経費について

旭川市からの委託料と利用者から徴収する負担金（1時間300円を想定）による運営を予定

7 利用者負担金の減免について

(1)生活保護世帯，(2)市町村民税非課税世帯，(3)市町村民税所得割合計額 77,101 円未満の世帯，(4)要支援・要保護児童のいる世帯などへの減免を行う。（こども1人1時間当たり減免後の利用者負担は，(1)：0円，(2)：60円，(3)：90円，(4)：150円）

8 公募について

公募の際の審査基準については、資料2・資料3のとおりとし、合計点数が高い者から順に選定する。

ただし、実施施設の偏在を防ぐため、市内を南北の2地区（※）に分け、それぞれの地区別に合計点数の最も高い順に選定する。

（※）南地区：中央，豊岡・東旭川，神楽・神楽岡・緑が丘，東光，神居・忠和

北地区：永山，末広，春光，新旭川，北星，春光台，東鷹栖

9 実施スケジュール

2月下旬 本事業に係る補正予算議決予定（令和6年第1回定例会）

3月上旬から 公募実施

4月中旬 受託者決定

6月1日から 事業開始予定